市第７号議案

横浜市救急医療センター条例の一部改正

横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年５月23日提出

横浜市長　山　中　竹　春

横浜市条例（番号）

横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市救急医療センター条例（昭和56年３月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第１条中「診療を行い、及び医療情報を提供する」を「診療等を行う」に改める。

第２条を次のように改める。

（業務及び施設）

第２条　横浜市救急医療センターは、次に掲げる業務を行う。

⑴　夜間における急病患者に対する応急的な診療

⑵　その他市長が必要と認める業務

２　前項第１号に掲げる業務を行うため、横浜市救急医療センターに夜間急病センターを置く。

第３条の見出し中「診療時間等」を「診療時間」に改め、同条第３項を削る。

第４条第１項第１号中「第２条」を「第２条第１項」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

市第７号

提　案　理　由

　神奈川県における救急医療機関及び救急医療に関する情報の収集及び提供を行う事業の開始に伴い、横浜市救急医療センターの行う業務を変更する等のため、横浜市救急医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

参　考

横浜市救急医療センター条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（設置）

第１条　急病患者に対し診療等を行う／診療を行い、及び医療情報を提供するため、横浜市救急医療センターを横浜市中区に設置する。

（業務及び施設）／（施設及び業務）

第２条　横浜市救急医療センターは、次に掲げる業務を行う。／横浜市救急医療センターの施設及び業務は、次のとおりとする。

⑴　夜間における急病患者に対する応急的な診療

⑵　その他市長が必要と認める業務

施　　設	業　　　　務
夜間急病センター	夜間における急病患者に対する応急的な診療
救急医療情報センター	救急医療機関及び救急医療に関する情報の収集及び提供

２　前項第１号に掲げる業務を行うため、横浜市救急医療センターに夜間急病センターを置く。

（診療科及び診療時間／診療時間等）

第３条　（第１項及び第２項省略）

３　救急医療情報センターにおける医療情報の提供は、終日行う。

（指定管理者の指定等）

第４条　次に掲げる横浜市救急医療センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

⑴　$\frac{\text{第２条第１項}}{\text{第２条}}$に規定する業務の実施に関すること。

（第２号、第３号及び第２項から第５項まで省略）